資料１　年間を見通したいじめ防止指導計画について

　いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に

取り組みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 　　　　　項　　　　　　　　目 |  時　　　　期 |
| いじめ防止のための措置 | 児童が主体となった活動 | ○学級活動などでの話合い活動の実施 | 毎月１回 |
| ○縦割り清掃活動の実施 | 通年 |
| ○ボランティア活動の推進 | 通年 |
| 〇代表委員会による学校の問題点に対する解決策の話合い。 | ５月下旬 |
| ○代表委員会による運動会など学校行事の企画提示 | ７月下旬 |
| 教職員が主体となった活動 | ○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開 | 通年 |
| ○職員相互の授業研究会の実施 | 通年 |
| ○心のアンケート週間（教育相談）の設定 | 毎月１回 |
| ○教科や道徳、学級活動等を中心にした人権教育や情報モラル教育の時間設定 | 年間指導計画に基づいて実施 |
| ○ＰＴＡ総会での学校の方針説明 | ４月 |
| ○保護者を対象とした研修会の開催 | １１月 |
| 〇新入学児の保護者への啓発 | １月 |
| い じ め の 早 期 発 見 の 措 置 | ○児童の発する具体的なサインの作成と共有　※別紙２、３参照 | 通年 |
| ○心のアンケート週間（教育相談）の設定 | 毎月１回 |
| ◯学校独自のアンケートの実施 | 毎月１回 |
| ◯県下一斉のアンケートへの協力・実施 | １２月 |
| ○職員会議での情報の共有 | 通年 |
| ○進級時の情報の確実な引き継ぎ | 通年 |
| ○過去のいじめ事例の蓄積 | 通年 |

※計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

資料２　学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

いじめ防止を推進するために、職務ごとの視点や役割を確認し、学校全体でいじめの問題に取り組みます。

　≪学級担任等≫

・　日常的にいじめの問題に触れて話をすることで、いじめは絶対に許されないという雰囲気を学級全体に醸成させる

・　児童一人一人を大切にした授業づくりや言動に努める

・　児童が示す小さな変化やサインに気付くために、信頼関係を構築する

・　いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める

・　児童や保護者からのいじめに関する相談や訴えに真摯に傾聴する

・　いじめが起きた場合は、いじめられた児童を徹底的に守り通す

≪養護教諭≫

・　保健室を利用する児童との雑談などで、その様子に目を配る

・　利用の頻度や、利用の様子で異変を感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

≪生徒指導担当教諭≫

・　いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解をはかる

・　定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む

≪管理職≫

・　全校集会などでいじめの問題について触れて話をすることで、いじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成させる。

・　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む

・　児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する

・　学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

≪いじめ対策委員会≫

・　教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める

・　その際、得られた情報は確実に記録に残す

・　いじめの全体像を把握する

・　正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む

・　児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助をもとめる

・　状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整える

・　家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

・　事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

資料３

１　いじめられた児童のサイン

　　いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

|  |  |
| --- | --- |
| 場　面 | サ　イ　ン |
| 登校時朝の会 |  | 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。教職員と視線が合わず、うつむいている。体調不良を訴える。提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。 |
| 授業中 |  | 保健室・トイレに行くようになる。教材等の忘れ物が目立つ。机周りが散乱している。決められた座席と異なる席に着いている。教科書・ノートに汚れがある。教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。 |
| 休み時間等 |  | 持ち物にいたずらをされる。給食を教室の自分の席で食べない。用のない場所にいることが多い。ふざけ合っているが表情がさえない。衣服の汚れ等がある。一人で清掃している。 |
| 放課後等 |  | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 |
|

２　いじめた児童のサイン

　　いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | サ　イ　ン |
|  | 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。教職員が近づくと、不自然に分散したりする。自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。 |
|

 資料４

１　教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | サ　イ　ン |
|  | 嫌なあだ名が聞こえる。席替えなどで近くの席になることを嫌がる。何か起こると特定の児童の名前が出る。筆記用具等の貸し借りが多い。 |
| 壁等にいたずら、落書きがある。机や椅子、教材等が乱雑になっている。 |
|

２　家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

|  |  |
| --- | --- |
|  | サ　イ　ン |
|  | 学校や友人のことを話さなくなる。友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。不審な電話やメールがある。遊ぶ友達が急に変わる。部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 |
| 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。登校時刻になると体調不良を訴える。食欲不振・不眠を訴える。 |
| 学習時間が減る。成績が下がる。 |
| 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。自転車がよくパンクする。家庭の品物、金銭がなくなる。大きな額の金銭を欲しがる。 |
|

資料５　　　　　　いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **ア　いじめの発見・通報を受けたときの対応** |  |
|  | 発見した職員 |  | 通報を受けた職　　 員 |  |
|  |  |  | **管理職** |  |
|  生徒指導主事　（又はいじめ対策委員会の委員） |
|  |
|  |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **イ　情報の共有** |  |
|  | いじめ対策委員会 | かがやけ心委員会 |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  重大事態の 場合は町教 育委員会へ 報告 |  |  ◇構成員　　　校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、人権教育担当、特別支援教育担当、当該児童担任 |  | 全職員へ |  |
|  |
|  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 情支報援提　供 | **ウ　調査・事実関係の把握****エ　解決に向けた指導及び支援****オ　関係機関への報告****カ　継続指導・経過観察** | 指導支援 |  |  |
| 保護者 | 児童 |
|  |  |
|  |  |  |
| **いじめ対策委員会を中核に実施** |
|  |  |  |

|  |
| --- |
| 学　　　　　　　　　　　　　　　校 |

 情報提供 犯罪行為の 連携 　 連携

 支援 通報・対応

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  町教育委員会 |  |  警察署 |  |  地　域 |  | 関係機関（福祉・医療等） |